

東京地下鉄株式会社設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案参照条文

○東京地下鉄株式会社法（平成十四年法律第百八十八号）（抄）

附則

（出資）

第七条 営団は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産の全部を出資するものとする。

（営団の解散）

第十三条 営団は、会社の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて会社が承継する。

2 （略）

3 第一項の規定により営団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、会社の設立及び営団の解散に關し必要な事項は、政令で定める。

（帝都高速度交通営団法の廃止）

第十八条 帝都高速度交通営団法は、廃止する。

（帝都高速度交通営団法の廃止に伴う経過措置）

第十九条 （略）

2・3 （略）

4 前三項に規定するもののほか、帝都高速度交通営団法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に關する法律の一部改正）

第二十条 独立行政法人等の保有する情報の公開に關する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。
別表第一 帝都高速度交通営団の項を削る。

○帝都高速度交通営団法施行令（昭和十六年勅令第四百九十七号）（抄）

第十五条 帝都高速度交通営団ハ事務所ニ交通債券原簿ヲ備置クコトヲ要ス

② 交通債券原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 交通債券ノ数（社債等の振替に關する法律ノ規定ノ適用ガナイトキハ交通債券ノ数及番号）

二 証券発行ノ年月日

三 第六条第二項第二号乃至第六号及第十一号ニ掲グル事項

③ 交通債券ヲ記名式ト為シタルトキハ前項ニ掲グル事項ノ外其ノ交通債券ノ所有者ノ氏名及住所並ニ取得ノ年月日ヲ交通債券原簿ニ記載スルコトヲ要ス

④ 帝都高速度交通営団ノ出資者及債権者ハ業務時間内何時ニテモ交通債券原簿ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第十六条 記名式交通債券ノ移転ハ取得者ノ氏名及住所ヲ交通債券原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ証券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ帝都高速度交通営団其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

② 記名式交通債券ヲ似テ質権ノ目的ト為シタルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ交通債券原簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ帝都高速度交通営団其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十七条 第五条第一項及第二項ノ規定ハ交通債券ノ応募者、権利者又ハ所有者ニ対スル通知又ハ催告ニ之ヲ準用ス

② 無記名式交通債券又ハ其ノ権利ノ帰属ガ社債等ノ振替に関する法律ノ規定ニヨリ振替口座簿ノ記載若ハ記録ニヨリ定マルモノトサレル交通債券ノ所有者ニ対スル通知又ハ催告ハ公告ノ方法ニ依ルコトヲ得

第十八条 無記名式交通債券ヲ償還スル場合ニ於テ欠缺セル利札アルトキハ之ニ相当スル金額ヲ償還額ヨリ控除ス但シ既ニ支払期ノ到来シタル利札ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

② 前項ノ利札ノ所持人ハ何時ニテモ之ト引換ニ控除金額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得

○帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）（抄）

第二十条 帝都高速度交通営団ハ払込資本金額ノ十倍ヲ限り交通債券ヲ発行スルコトヲ得

第二十一条 交通債券ハ額面金額五十円以上トシ無記名利札附トス但シ応募者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名式ト為スコトヲ得

② 交通債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ発行スルコトヲ得

第二十八条 交通債券ノ消滅時効ハ元金ニ在リテハ十五年、利子ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

（行政財産である土地を貸し付け又はこれに地上権を設定することができるもの）

第百六十九条 地方自治法第二百三十八条の四第二項に規定する政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、当該下欄に掲げるものとする。

一 (略)	(略)
----------	-----

二 行政財産である土地に地上権を設定することができるもの	イ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、帝都高速度交通営団、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の許可を受けた鉄道事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の特許を受けた軌道経営者 ロ（略）
------------------------------	---

○国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）（抄）

（行政財産に地上権を設定することができる法人）

第十二条の三 法第十八条第一項ただし書の規定により国において行政財産である土地に地上権を設定することができる政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、帝都高速度交通営団、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の許可を受けた鉄道事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の特許を受けた軌道経営者
- 二（略）

○首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）（抄）

（事業計画）

第十五条 法第二十一条第五項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

- 一 一次の表の上欄に掲げる事業について、それぞれ同表下欄に掲げる者が行う事業法第二十一条第五項の毎年度の事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

事業	事業を行う者
（略）	（略）
第七条第一号に規定する事項に係る事業	地方公共団体、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社

(略)

二
略

○国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）（抄）

国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の政令で定める公法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、沖縄振興開発金融公庫、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、危険物保安技術協会、金属鋳業事業団、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、消防団員等公務災害補償等共済基金、新東京国際空港公団、水害予防組合連合、水害予防組合連合、石炭鋳業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、地域振興整備公団、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、土地改良区、土地改良区連合、日本育英会、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本郵政公社、年金資金運用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農林漁業金融公庫、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団及び労働福祉事業団とする。奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、沖縄振興開発金融公庫、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、危険物保安技術協会、金属鋳業事業団、軽自動車検査協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、高圧ガス保安協会、広域臨海環境整備センター、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金、厚生年金基金連合会、港務局、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、国民生活金融公庫、国民年金基金、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、自動車安全運転センター、社会保険診療報酬支払基金、住宅金融公庫、首都高速道路公団、消防団員等公務災害補償等共済基金、新東京国際空港公団、水害予防組合連合、水害予防組合連合、石炭鋳業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、地域振興整備公団、地方議会議員共済会、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、通信・放送機構、帝都高速度交通営団、都市基盤整備公団、土地改良区、土地改良区連

合、土地区画整理組合、日本育英会、日本原子力研究所、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本赤十字社、日本中央競馬会、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本郵政公社、年金資金運用基金、農業共済組合、農業共済組合連合会、農林漁業金融公庫、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団及び労働福祉事業団とする。

○文化財保護法施行令（昭和五十年九月九日）（政令第二百六十七号）（抄）

（法第五十七条の三第一項の政令で定める法人）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第五十七条の三第一項の政令で定める法人は、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、金属鉱業事業団、港務局、雇用・能力開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路公団、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業総合事業団、帝都高速交通営団、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人理化学研究所、都市基盤整備公団、土地開発公社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本原子力研究所、日本電信電話株式会社、日本道路公団、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、阪神高速道路公団、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡橋公団、労働福祉事業団及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年二月十五日）（政令第三十四号）（抄）

（特殊法人等の範囲）

第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 日本郵政公社、首都高速道路公団、新東京国際空港公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、環境事業団、労働福祉事業団、帝都高速交通営団、関西国際空港株式会社、核燃料サイクル開発機構、雇用・能力開発機構、日本原子力研究所、日本中央競馬会及び年金資金運用基金

二・三（略）

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年一月三十一日）（政令第二十七号）（抄）
（法第二条第二号ホの政令で定める法人）

第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号ホの政令で定める法人は、奄美群島振興開発基金、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構、沖縄振興開発金融公庫、海洋科学技術センター、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、金属鉱業事業団、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、公害健康被害補償予防協会、厚生年金基金連合会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、雇用・能力開発機構、産業基盤整備基金、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、住宅金融公庫、首都高速道路公団、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、情報処理振興事業協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新東京国際空港公団、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、石油公団、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、地域振興整備公団、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、町村議会議員共済会、通信・放送機構、帝都高速道路交通営団、都市基盤整備公団、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、日本育英会、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本原子力研究所、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本船舶振興会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本道路公団、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路公団、放送大学学園、本州四国連絡橋公団、預金保険機構及び労働福祉事業団とする。

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年十二月一日）（政令第二百九十二号）（抄）
別表第二（第十条の二関係）

一〇七（略）
八 帝都高速道路交通営団
九〇十一（略）

○独立行政法人等登記令（昭和三十九年三月二十三日）（政令第二十八号）（抄）
別表（第一条、第二条、第十条関係）

名称	根拠法	登記事項
（略）	（略）	（略）
帝都高速度交通営団	帝都高速度交通営団（昭和十六年法律第五十一号）	資本金 出資一口の金額 出資一口につき払い込んだ金額
（略）	（略）	（略）

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年九月二十八日）（政令第二百五十二号）（抄）
附則

2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一七七（略）

八 帝都高速度交通営団

九〇十一（略）

三・四（略）

○前払式証票の規制等に関する法律施行令（平成二年六月二十九日）（政令第百九十三号）（抄）
（適用除外）

第四条 法第三条第二号に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一・二（略）

三 削除

四 帝都高速度交通営団

五・六 (略)

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（政令第二百九十三号）（抄）

附 則

（営団が行う大規模な改良）

第九条 (略)

一・二 (略)

（都市鉄道に係る鉄道施設の建設等に係る貸付金の償還）

第十条 (略)

2 機構は、営団が前項の貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を徴収することができる。

3 機構は、営団が第一項の貸付金の償還を怠ったとき、又は当該貸付金の貸付けに係る法附則第十一条第六項に規定する事業について法附則第十二条第三項の規定による認定の取消しがあったときは、当該貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる。

○国土交通省組織令（平成十二年六月七日）（政令第二百五十五号）（抄）

（都市鉄道課の所掌事務）

第二百二十五条 都市鉄道課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三 （略）

四 帝都高速度交通営団の行う業務に関すること（財務課の所掌に属するものを除く。）。

（財務課の所掌事務）

第二百二十六条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 （略）

六 帝都高速度交通営団の交通債券、会計及び助成に関すること。

七 九 （略）

附 則

（鉄道局財務課の所掌事務の特例）

第二十三条 鉄道局財務課は、第二百二十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第四号の業務及びこれに附帯する業務、同条第二項の業務並びに同条第四項の業務のうち協定に係る業務に関する事務をつかさどる。

○法人税法（昭和四十年三月三十一日）（法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十二の十三 （略）

十二の十四 適格現物出資 次のいずれかに該当する現物出資（外国法人に国内にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債の移転を行うものを除き、現物出資法人に被現物出資法人の株式のみが交付されるものに限る。）をいう。

イ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資

ロ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) 当該現物出資により現物出資事業（現物出資法人の現物出資前に営む事業のうち、当該現物出資により被現物出資法人において営まれることとなるものをいう。ロにおいて同じ。）に係る主要な資産及び負債が当該被現物出資法人に移転していること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該主要な資産及び負債が、当該現物出資により当該被現物出資法人に移転し、当該適格合併により当該適格合併に係る合併法人に移転することが見込まれていること。）。

(2) 当該現物出資の直前の現物出資事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事することが見込まれていること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該相当する数の者が、当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事し、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。）。

(3) 当該現物出資に係る現物出資事業が当該現物出資後に当該被現物出資法人において引き続き営まれることが見込まれていること（当該現物出資後に当該被現物出資法人を被合併法人とする適格合併を行うことが見込まれている場合には、当該現物出資事業が、当該現物出資後に当該被現物出資法人において営まれ、当該適格合併後に当該適格合併に係る合併法人において引き続き営まれることが見込まれていること。）。

ハ その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人（当該現物出資が法人を設立する現物出資である場合にあっては、当該現物出資法人と他の現物出資法人）とが共同で事業を営むための現物出資として政令で定めるもの

十二の十五（略）

三十一 確定申告書 第七十四条第一項（確定申告）（第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）をいう。

三十一の二（略）

（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）

第三十二条（略）

2（略）

5 前項（第二号ハに係る部分に限る。）の規定は、同項の内国法人が適格分割型分割等の日以後二月以内に同項の規定により分割承継法人等に引き継ぐものとされる同号ハに掲げる繰延資産の帳簿価額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6（略）

（国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入）

第四十三条 (略)

2・8 (略)

9 前項の規定は、第一項の特別勘定を設けている内国法人で適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）を行つたもの（当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている内国法人であつて、適格分社型分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。）にあつては、当該特別勘定を設けている内国法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

10・11 (略)

（保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入）

第四十八条 (略)

2・8 (略)

9 前項の規定は、第一項の特別勘定を設けている内国法人で適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）を行つたもの（当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている内国法人であつて、適格分社型分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。）にあつては、当該特別勘定を設けている内国法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

10・11 (略)

（貸倒引当金）

第五十二条 内国法人が、会社更生法の規定による更生計画認可の決定に基づいてその有する金銭債権の弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他の政令で定める場合において、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権（当該金銭債権に係る債務者に対する他の金銭債権（適格分割型分割に該当しない分割型分割により分割承継法人に移転するものを除く。）がある場合には当該他の金銭債権を含むものとし、適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割（次項において「非適格合併等」という。）により合併法人又は分割承継法人（次項において「合併法人等」という。）に移転する金銭債権を除く。以下この条において「個別評価金銭債権」という。）のその損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時ににおいて当該個別評価金銭債権の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第五項において「個別貸倒引当金繰入限度額」という。）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 内国法人が、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（個別評価金銭債権及び非適格合併等により合併法人等に移転する金銭債権を除く。以下この項及び第八項において「一括評価金銭債権」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時ににおいて有する一括評価金銭債権の額及び最近における売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3（6）（略）

7 内国法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第十項において「適格組織再編成」という。）を行った場合には、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ、当該各号に定める貸倒引当金勘定の金額又は期中貸倒引当金勘定の金額は、当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（第十項において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一 適格合併 第一項又は第二項の規定により当該適格合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額

二 適格分割型分割 第一項又は第二項の規定により当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額のうち当該適格分割型分割に係る分割承継法人に移転する金銭債権に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

三 適格分社型分割等 第五項の規定により当該適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された期中貸倒引当金勘定の金額

8（11）（略）

（中間申告）

第七十一条 内国法人である普通法人（清算中のものを除く。）は、その事業年度（新たに設立された内国法人である普通法人のうち適格合併により設立されたもの以外のものの設立後最初の事業年度、連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する事業年度及び連結法人が当該連結法人を分割法人とする分割型分割を行った場合

（第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該分割型分割を行った場合を除く。）の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度を除く。）が六月を超える場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である

場合又は当該金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

一 当該事業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号（確定申告に係る法人税額）に掲げる金額で当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを当該前事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額（当該前事業年度の期間が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度のその普通法人に係る連結法人税個別帰属支払額（各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額として第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される金額をいう。次項第一号において同じ。）で当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号（連結確定申告に係る法人税額）に掲げる金額に係るものを当該事業年度開始の日の前日の属する当該普通法人の連結事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額）

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

24（略）

（確定申告）

第七十四条 内国法人（清算中の内国法人である普通法人及び清算中の協同組合等を除く。）は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一（略）

二 前号に掲げる所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額

三六（略）

2（略）

第二編 内国法人の納税義務

第三章 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例

第一節 解散の場合の清算所得に対する法人税

第一款 課税標準及びその計算

（解散の場合の清算所得に対する法人税の課税標準）

第九十二条 内国法人である普通法人又は協同組合等（以下この章において「内国普通法人等」という。）が解散（合併による解散を除く。以下この章において同じ。）をした場合における清算所得に対する法人税の課税標準は、解散による清算所得の金額とする。

（解散による清算所得の金額の計算）

第九十三条 内国普通法人等の解散による清算所得の金額は、その残余財産の価額からその解散の時における資本等の金額（連結

事業年度終了の日に解散した場合（次項において「連結事業年度末解散の場合」という。）には、連結個別資本等の金額」と利益積立金額等との合計額を控除した金額とする。

2 前項に規定する利益積立金額等とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一 解散の時ににおける利益積立金額（連結事業年度末解散の場合には、連結個別利益積立金額）

二 清算中に内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。）から受けた第二十三条第一項（受取配当等の益金不算入）に規定する配当等の額（同条第三項の規定に該当するものを除く。）がある場合には、次に掲げる金額の合計額

イ 第二十三条第一項に規定する連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る当該配当等の額の合計額から清算中に支払った負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）の額のうち当該株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額の百分の五十に相当する金額

ロ 第二十三条第一項に規定する関係法人株式等に係る当該配当等の額の合計額から清算中に支払った負債の利子の額のうち当該関係法人株式等に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

ハ 第二十三条第一項に規定する連結法人株式等に係る当該配当等の額

三 第二十六条第一項各号（還付金等の益金不算入）に掲げる金額（当該金額のうち、第二条第十八号リ（定義）に規定する法人税並びに同号リ又は同条第十八号の二に規定する道府県民税及び市町村民税に係る部分の金額を除く。）で清算中に還付を受け、又は未納の国税若しくは地方税に充当をされたもの、第二十六条第二項に規定する外国法人税の額で清算中に還付を受けたもののうち同項に規定する控除対象外国法人税の額及び個別控除対象外国法人税の額が還付された部分として政令で定める金額並びに清算中に受け取った附帯税（利子税を除く。以下この号において同じ。）の負担額及び附帯税の負担額の減少額の合計額

（法人税額等の残余財産価額への算入）

第九十四条 内国普通法人等が清算中に納付する次に掲げる国税及び地方税の額（その内国普通法人等に課されたものに限る。）は、その内国普通法人等の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

一 法人税のうち次に掲げるもの以外のもの

イ 解散の日の属する事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度の所得に対する法人税又は各連結事業年度の連結所得に対する法人税

ロ 退職年金等積立金に対する法人税

二 資産再評価法の規定による再評価税

三 地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税を含むものとし、第一号イに掲げる法人税（当該法人税が各連結

事業年度の連結所得に対する法人税である場合には、当該連結事業年度の第八十一条の第十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される負担額として支出すべき金額又は減少額として収入すべき金額に調整を加えた金額）に係るものと及び同号口に掲げる法人税に係るものを除く。）

四 地方税法の規定による事業税（解散の日の属する事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度に係るものを除く。）

五 前二号に掲げる地方税に係る地方税法の規定による延滞金、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金

（寄附金の残余財産価額への算入）

第九十五条 内国普通法人等が清算中に支出した第三十七条第七項（寄附金の意義）に規定する寄附金の額は、その内国普通法人等の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。ただし、当該寄附金の額のうち、その清算業務の遂行上通常必要と認められるもの並びに同条第四項第一号及び第二号に掲げるものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、清算確定申告書に、同項ただし書に規定する寄附金の額の記載があり、かつ、当該寄附金の明細書の添付がある場合限り、適用する。この場合において、同項ただし書の規定により残余財産の価額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

3 税務署長は、第一項ただし書に規定する寄附金の全部又は一部につき前項の記載又は明細書の添付がない清算確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は明細書の添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載又は明細書の添付がなかつた金額につき第一項ただし書の規定を適用することができる。

（所得税額の残余財産価額への算入）

第九十六条 内国普通法人等が第百条第一項（解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除）に規定する所得税の額につき同項又は第百九条第一項（清算中の所得税額の還付）若しくは第百三十五条第一項（清算確定申告に係る更正による所得税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定による控除又は還付をされる金額に相当する金額は、その内国普通法人等の解散による清算所得の金額の計算上、残余財産の価額に算入する。

第九十七条 削除

（解散による清算所得の金額の計算の細目）

第九十八条 この款に定めるもののほか、内国普通法人等の解散による清算所得の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第二款 税額の計算

（解散の場合の清算所得に対する法人税の税率）

第九十九条 内国法人である普通法人が解散をした場合における清算所得に対する法人税の額は、解散による清算所得の金額に百分の三十・七の税率を乗じて計算した金額とする。

2 協同組合等が解散をした場合における清算所得に対する法人税の額は、解散による清算所得の金額に百分の二十三・一の税率を乗じて計算した金額とする。

(解散の場合の清算所得に対する法人税額の控除)

第百条 内国普通法人等が清算中に所得税法第百七十四条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課された所得税の額は、政令で定めるところにより、その内国普通法人等の清算所得に対する法人税の額から控除する。

2 前項の規定は、清算確定申告書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

3 税務署長は、第一項に規定する所得税の額の全部又は一部につき前項の記載がない清算確定申告書の提出があつた場合においても、その記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、その記載がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

第百一条 削除

第三款 申告、納付及び還付

(清算中の所得に係る予納申告)

第百二条 内国普通法人等は、その清算中の各事業年度(残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。)の終了の日の翌日から二月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配が行われる場合には、その行われる日の前日まで)に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該事業年度の所得を解散をしていない内国普通法人等の各事業年度の所得とみなして計算した場合における当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額

二 当該事業年度の所得を解散をしていない内国普通法人等の所得とみなして前号に掲げる所得の金額につき第一章第二節(税額の計算)(第六十七条(同族会社の特別税率)及び第七十条(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除)を除く。)の規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額

三 当該事業年度中に残余財産の一部の分配をしている場合において、その分配に係る残余財産分配予納申告書に記載すべき次条第一項第一号に掲げる金額があるときは、当該金額(当該事業年度中に二回以上残余財産の一部の分配をしている場合には、これらの分配に係る当該金額の合計額)に百分の三十四・五(協同組合等については、百分の二十五)を乗じて計算した金額

四 第二号に掲げる法人税の額から前号に掲げる金額を控除した金額

五 第六十八条及び第六十九条(所得税額等の控除)の規定による控除をされるべき金額で第二号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額(第三号に掲げる金額がある場合には、当該控除をさ

れるべき金額のうち、当該控除をしないものとして計算した場合における第二号に掲げる法人税の額から第三号に掲げる金額を控除した金額を超える部分の金額)

六 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

- 2 前項第一号に掲げる金額の課税標準である所得の金額又は欠損金額及び同項第二号に掲げる法人税の額の計算については、第一章第一節第三款及び第四款(課税標準の計算)(第四十二条から第五十条まで(圧縮記帳)、第五十七条(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)及び第五十八条(青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し)を除く。)の規定中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、第五十七条第一項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書又は清算事業年度予納申告書」と、第五十八条第一項中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第五項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書又は清算事業年度予納申告書」と、第六十八条第三項及び第四項(所得税額の控除)並びに第六十九条第十六項(外国税額の控除)中「確定申告書」とあるのは「清算事業年度予納申告書」と、同条第十七項中「記載した確定申告書」とあるのは「記載した確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書」と、「確定申告書にこれら」とあるのは「清算事業年度予納申告書にこれら」と、「確定申告書に当該」とあるのは「確定申告書若しくは清算事業年度予納申告書に当該」と、同条第十八項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書、清算事業年度予納申告書」とする。

- 3 第一項の規定による申告書には、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

(残余財産の一部分配に係る予納申告)

第百三条 内国普通法人等は、その清算中に残余財産の分配をしようとする場合において、その分配をしようとする残余財産の価額がその解散の時における資本等の金額(第九十三条第一項(解散による清算所得の金額の計算)に規定する連結事業年度末解散の場合(以下この項において「連結事業年度末解散の場合」という。))には、連結個別資本等の金額。以下この項において同じ。)及び利益積立金額(連結事業年度末解散の場合には連結個別利益積立金額とし、その解散の時からその分配をしようとする時までの間に生じた利益積立金額がある場合には当該利益積立金額を含む。以下この項において同じ。)の合計額(既に残余財産の一部の分配をしている場合には、その分配をした残余財産の価額に相当する金額を控除した金額。以下この項において同じ。)を超えるときは、残余財産の全部の分配をする場合を除き、分配の都度、その分配の日の前日までに、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

- 一 その分配をしようとする残余財産の価額のうちその解散の時における資本等の金額及び利益積立金額の合計額を超える部分の金額

- 二 前号に掲げる金額を第九十三条に規定する解散による清算所得の金額とみなし、かつ、第九十九条第一項又は第二項(解散

の場合の清算所得に対する法人税の税率）に規定する法人の区分に応じこれらの規定を適用して計算した場合における法人税の額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書には、解散の時及び当該分配の時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（清算確定申告）

第百四条 清算中の内国普通法人等は、その残余財産が確定した場合には、その確定した日の翌日から一月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行なわれる場合には、その行なわれる日の前日まで）に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 課税標準である解散による清算所得の金額

二 前号に掲げる解散による清算所得の金額につき前款（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額

三 第百条第一項（解散の場合の清算所得に対する法人税額の控除）の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額

四 その内国普通法人等が第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）又は前条第一項の規定による申告書を提出すべき法人である場合には、第二号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る清算中の予納額を控除した金額

五 前号に規定する清算中の予納額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額

六 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書には、解散の時及び残余財産の確定の時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（清算中の所得に係る予納申告による納付）

第百五条 第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書を提出した内国普通法人等は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額（同項第三号の規定に該当する場合には、同項第四号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

（残余財産の一部分配に係る予納申告による納付）

第百六条 第百三条第一項（残余財産の一部分配に係る予納申告）の規定による申告書を提出した内国普通法人等は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。
（清算確定申告による納付）

第一百七条 第四百条第一項（清算確定申告）の規定による申告書を提出した内国普通法人等は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額（同項第四号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

（清算中の予納額）

第一百八条 第二百一条第一項（清算中の所得に係る予納申告）又は第二百三条第一項（残余財産の一部分配に係る予納申告）の規定による申告書を提出して納付すべき法人税は、第四百条第一項（清算確定申告）の規定による申告書を提出して納付すべき法人税の予納として納付されるものとする。ただし、第一百十九条（継続等の場合の法人税額の特例）の規定の適用がある場合は、この限りでない。

（清算中の所得税額の還付）

第一百九条 清算確定申告書の提出があつた場合において、当該申告書に第四百条第一項第三号（所得税額の控除不足額）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した内国普通法人等に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

2 前項の規定による還付金については、還付加算金は、附さない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の還付の手續その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（清算中の予納額の還付）

第一百十条 第二百一条第一項（清算中の所得に係る予納申告）又は第二百三条第一項（残余財産の一部分配に係る予納申告）の規定による申告書を提出すべき内国普通法人等から当該申告書に係る清算確定申告書の提出があつた場合において、その清算確定申告書に第四百条第一項第五号（清算中の予納額の控除不足額）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、その内国普通法人等に対し、当該金額に相当する清算中の予納額を還付する。

2 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項に規定する申告書に係る清算中の予納額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、その清算中の予納額で第二百五条（清算中の所得に係る予納申告による納付）又は第一百六条（残余財産の一部分配に係る予納申告による納付）の規定による納期限がその還付の日にも最も近いものから順次前項の規定による還付金に達するまでさかのぼって求めた場合における各清算中の予納額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額の合計額をあわせて還付する。

3 前二項の規定による還付金については、還付加算金を附さないものとし、第一項の規定による還付金を清算中の予納額で未納のものに充当する場合には、その充当される部分の清算中の予納額については、延滞税を免除するものとする。

4 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の還付の手續、第一項の規定による還付金につき充当する場合の方法その他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第百十一条から第百十七条まで 削除

第二節 継続等の場合の課税の特例

(継続等の場合の清算所得の金額の特例)

第百十八条 清算中の内国普通法人等が、その残余財産の一部を分配した後において、継続し又は合併により消滅した場合における第九十三条（解散による清算所得の金額の計算）に規定する解散による清算所得の金額は、同条の規定にかかわらず、その分配につき提出する残余財産分配予納申告書に記載すべき第百三条第一項第一号（残余財産の一部分配に係る予納申告）に掲げる金額（その清算中に二回以上残余財産の一部の分配をした場合には、これらの分配に係る当該金額の合計額）に相当する金額とする。

(継続等の場合の法人税額の特例)

第百十九条 清算中の内国普通法人等が継続し又は合併により消滅した場合には、その内国普通法人等に対しその解散の日の翌日から継続の日の前日又は合併の日の前日までの期間（以下この条において「清算期間」という。）に係る法人税として課する税額は、次の各号に掲げる法人税の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 各事業年度の所得に対する法人税 清算期間に係る各清算事業年度予納申告書に記載すべき第百二条第一項第二号（清算中の所得に係る予納申告）に掲げる金額（同項第三号の規定に該当する場合には、同項第四号に掲げる金額）の合計額
- 二 清算所得に対する法人税 清算期間に係る残余財産分配予納申告書に記載すべき第百三条第一項第二号（残余財産の一部分配に係る予納申告）に掲げる金額（その清算期間中に二回以上残余財産の一部の分配をした場合には、これらの分配に係る当該金額の合計額）

(継続等の場合の所得税額等の還付)

第百二十条 清算中の内国普通法人等が継続し又は合併により消滅した場合において、その清算中の各事業年度の清算事業年度予納申告書に記載すべき第百二条第一項第五号（所得税額等の控除不足額）に掲げる金額があるときは、納税地の所轄税務署長は、その継続の日の前日又は合併の日の前日の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出と同時に還付の請求があつた場合に限る、その請求をした内国普通法人等に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

2 税務署長は、前項の還付の請求が同項に規定する継続の日の前日又は合併の日の前日の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出後にされた場合においても、その提出後にされたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の還付をすることができる。

3 第一項の還付の請求をしようとする内国普通法人等は、その還付を受けようとする税額その他財務省令で定める事項を記載した還付請求書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 第一項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項の還付の請求があつた日（同日が同項に規定する継続の日の前日又は合併の日の前日の属する事業

年度の第百二条第一項の規定による申告書の提出期限前である場合には、その提出期限（の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の還付の手續その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○法人税法施行令（昭和四十年三月三十一日）（政令第九十七号）（抄）

（株式等に係る負債の利子の額）

第二十二条（略）

2（略）

3 平成十年四月一日に存する内国法人（当該内国法人が平成十三年四月一日以後に行われる適格合併に係る合併法人である場合には当該内国法人及び当該適格合併に係る被合併法人のすべてが平成十年四月一日に存していたもの（当該適格合併が法人を設立する合併である場合にあつては、当該適格合併に係る被合併法人のすべてが同日に存していたもの）に限るものとし、連結法人を除く。）は、前二項の規定にかかわらず、当該事業年度において支払う負債の利子（法第二十三条第四項に規定する負債の利子をいう。以下この項において同じ。）の額の合計額（以下この項において「当該事業年度の負債利子額の合計額」という。）に、同日から平成十二年三月三十一日までの間に開始した各事業年度（以下この項において「基準年度」という。）において支払った負債の利子の額の合計額（平成十三年四月一日以後に行われる適格合併に係る合併法人については、基準年度において当該合併法人及び当該適格合併に係る被合併法人がそれぞれ支払った負債の利子の額の合計額とする。以下この項において「基準年度の負債利子額の合計額」という。）のうちに基準年度と同条第四項第一号に規定する連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る負債の利子の額として第一項の規定により計算した金額の合計額の占める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて計算した金額をもつて同号に規定する政令で定めるところにより計算した金額とし、当該事業年度の負債利子額の合計額に、基準年度の負債利子額の合計額のうち基準年度の同条第四項第二号に規定する関係法人株式等に係る負債の利子の額として前項の規定により計算した金額の合計額の占める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて計算した金額をもつて同号に規定する政令で定めるところにより計算した金額とすることができる。

（取替資産に係る償却の方法の特例）

第四十九条（略）

2・3（略）

4 第一項の承認を受けようとする内国法人は、第二項に規定する取替法（以下この条及び第七目（減価償却資産の償却限度額

等)において「取替法」という。)を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、第一項の規定の適用を受けようとする減価償却資産の種類及び名称、その所在する場所その他財務省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

57(略)

(貸倒引当金勘定への繰入限度額)

第九十六条 (略)

2 法第五十二条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の当該事業年度終了の時ににおいて有する一括評価金銭債権(同項に規定する一括評価金銭債権をいい、当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を除く。以下この項において同じ。)の帳簿価額の合計額に貸倒実績率(第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合(当該割合に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)をいう。)を乗じて計算した金額とする。

一 当該内国法人の前三年内事業年度(当該事業年度開始の日前三年内以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度をいい、当該内国法人が適格合併に係る合併法人である場合には、当該内国法人の当該事業年度開始の日前三年内以内に開始した当該適格合併に係る被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度を含むものとし、当該事業年度が当該内国法人の設立(適格合併による設立を除く。)の日(公益法人等及び人格のない社団等にあつては、新たに収益事業を開始した日)の属する事業年度である場合には、当該事業年度とする。以下この項において同じ。)終了の時における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額を当該前三年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数で除して計算した金額

二 当該内国法人のイからハまでに掲げる金額の合計額からニからトまでに掲げる金額の合計額を控除した残額に十二を乗じてこれを前三年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計数で除して計算した金額

イ 前三年内事業年度において売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権(当該内国法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対するものを除く。以下この号において「売掛債権等」という。)の貸倒れにより生じた損失の額の合計額

ロ 前三年内事業年度において法第五十二条第一項及び第五項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された貸倒引当金勘定の金額(ニ及びヘにおいて「個別評価貸倒引当金額」という。)及び同項に規定する期中貸倒引当金勘定の金額(ヘにおいて「期中貸倒引当金額」という。)の合計額(売掛債権等以外の金銭債権に係る金額を除く。)

ハ 前三年内事業年度において法第八十一条の第三項(個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入)の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する個別損金額(以下この号において「個別損金額」という。)のうち連結個別評価貸倒引当金額(個別損金額を計算する場合の法第五十二条第一項に規定する貸倒引当金勘定の金額をいう。ホ及びトにおいて同じ。)に係る部分の金額及び連結期中貸倒引当金額(個別損金額を計算する場合の

法第五十二条第五項に規定する期中貸倒引当金勘定の金額をいう。トにおいて同じ。）に係る部分の金額の合計額（売掛債権等以外の金銭債権に係る金額を除く。）

ニ 前三年内事業年度において各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された貸倒引当金勘定の金額（ヘに掲げる金額を除く。）のうち、当該各事業年度又は各連結事業年度の直前の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された個別評価貸倒引当金額の合計額（当該各事業年度においてイに規定する損失の額が生じた売掛債権等又は法第五十二条第一項若しくは第五項の規定の適用を受ける売掛債権等に係るもの及び当該各連結事業年度においてイに規定する損失の額が生じた売掛債権等又は個別損金額を計算する場合の同条第一項若しくは第五項に規定する個別評価金銭債権（売掛債権等に限る。以下この号において同じ。）に係るものに限る。）

ホ 前三年内事業年度において各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された貸倒引当金勘定の金額（トに掲げる金額を除く。）のうち、当該各事業年度又は各連結事業年度の直前の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された個別損金額のうち連結個別評価貸倒引当金額に係る部分の金額の合計額（当該各事業年度においてイに規定する損失の額が生じた売掛債権等又は法第五十二条第一項若しくは第五項の規定の適用を受ける売掛債権等に係るもの及び当該各連結事業年度においてイに規定する損失の額が生じた売掛債権等又は個別損金額を計算する場合の同条第一項若しくは第五項に規定する個別評価金銭債権に係るものに限る。）

ヘ 前三年内事業年度において法第五十二条第七項の規定により引継ぎを受けて各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された貸倒引当金勘定の金額（適格合併に係る被合併法人又は適格分割型分割に係る分割法人の当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された個別評価貸倒引当金額に限る。）及び期中貸倒引当金額の合計額（当該各事業年度においてイに規定する損失の額が生じた売掛債権等又は同条第一項若しくは第五項の規定の適用を受ける売掛債権等に係るもの及び当該各連結事業年度においてイに規定する損失の額が生じた売掛債権等又は個別損金額を計算する場合の同条第一項若しくは第五項に規定する個別評価金銭債権に係るものに限る。）

ト 前三年内事業年度において法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額を計算する場合の法第五十二条第七項の規定により引継ぎを受けて各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された貸倒引当金勘定の金額（適格合併に係る被合併法人又は適格分割型分割に係る分割法人の当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日の属する連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された個別損金額のうち連結個別評価貸倒引当金額に係る部分の金額に限る。）及び連結期中貸倒引当金額の合計額（当該各事業年度においてイに規定する損失の額が生じた売掛債権等又は同条第一項若しくは第五項の規定の適用を受ける売掛債権等に係るもの及び当該各連結事業年度においてイに規定する損失の額が生じた売掛債権等又は個別損金額を計算する場合の同条第一項若しくは第五項に規定する個別評価金銭債権

権に係るものに限る。)

3) 5 (略)

(一括償却資産の損金算入)

第百三十三条の二 (略)

2) 6 (略)

7 前項(第二号ロに係る部分に限る。)の規定は、同項の内国法人が適格分割型分割等の日以後二月以内に同項の規定により分割承継法人等に引き継ぐものとされる同号ロに掲げる一括償却資産の帳簿価額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8) 13 (略)

(資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入)

第百三十九条の四 (略)

2) 11 (略)

12 前項(第二号ロに係る部分に限る。)の規定は、同項の内国法人が適格分割型分割等の日以後二月以内に同項の規定により分割承継法人等に引き継ぐものとされる同号ロに掲げる繰延消費税額等その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

13) 16 (略)

○租税特別措置法(昭和三十二年三月三十一日)(法律第二十六号)(抄)

(収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第六十四条の二 (略)

2) 4 (略)

5 前項の規定は、第一項の特別勘定(連結事業年度において設けた第六十八条の七十一第一項の特別勘定を含む。)を設けている法人で適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下この項において「適格分割等」という。)を行つたもの(当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている法人であつて、適格分社型分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。)にあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6) 16 (略)

(換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例)

第六十五条 (略)

2 (略)

3 前二条の規定は、法人の有する資産で第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が、当該各号に規定する資産とともに補償金等を取得し、その全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産を取得したとき、又は取得する見込であるときについて準用する。この場合において、第六十四条第一項中「補償金、対価若しくは清算金の額から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の当該補償金、対価若しくは清算金の額に対する割合」とあるのは、「補償金等の額(換地処分等により譲渡した資産の譲渡に要した経費がある場合には、当該補償金等の額のうちから支出したものとして政令で定める金額を控除した金額)から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額のうち当該補償金等の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額の当該補償金等の額に対する割合」と読み替えるものとする。

4 11 (略)

(収用換地等の場合の所得の特別控除)

第六十五条の二 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める資産については、適用しない。

一・二 (略)

三 前二項に規定する資産の収用換地等による譲渡が当該資産につき最初に取り等申出を受けた者以外の法人からされた場合(当該申出を受けた者が法人である場合には、当該法人が当該収用換地等による譲渡をしていない場合に該当し、かつ、次に掲げる場合に該当するときを除く。) 当該資産

イ 当該法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合で当該適格合併により当該資産の移転を受けた合併法人が当該譲渡をした場合

ロ 当該法人を分割法人とする適格分割が行われた場合で当該適格分割により当該資産の移転を受けた分割承継法人が当該譲渡をした場合

4 10 (略)

(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第六十五条の八 (略)

2 4 (略)

5 前項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の七十九第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人で適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）を行つたもの（当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている法人であつて、適格分社型分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。）にあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6（17）（略）

○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十一年三月三十一日）（法律第十三号）（抄）

附 則

（法人の準備金に関する経過措置）

第十五条 （略）

2（4）（略）

5 旧法第五十六条の四第一項に規定する法人が、施行日前に同条第二項に規定する政令で定められた工事に係る同項に規定する特定鉄道設備の取得又は建設のために支出する金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「地方鉄道法第十二条第一項に規定する地方鉄道業」とあるのは「鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第二項に規定する第一種鉄道事業で同法附則第三条第二項の規定により同法附則第二条の規定による廃止前の地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第十二条第一項の規定による地方鉄道業の免許がその免許とみなされたもの」と、同条第七項中「第五十三条第六項」とあるのは「昭和六十一年改正法による改正後の租税特別措置法第五十四条第十一項」と、同条第八項中「第五十六条の四第三項」とあるのは「昭和六十一年改正法附則第十五条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和六十一年改正法による改正前の租税特別措置法第五十六条の四第三項」とする。

○所得税法施行令（昭和四十年三月三十一日）（政令第九十六号）（抄）

（利子所得等について非課税とされる預貯金等の範囲）

第三十三条 法第十条第一項（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）に規定する政令で定める預貯金は、本邦通貨以外の通貨で預入される預貯金とする。

2 法第十条第一項に規定する政令で定める合同運用信託は、本邦通貨以外の通貨により引き受けられる金銭信託に係る合同運用信託とする。

3 法第十条第一項に規定する政令で定める公募公社債等運用投資信託は、本邦通貨以外の通貨により引き受けられる金銭信託に係る公募公社債等運用投資信託とする。

4 法第十条第一項に規定する政令で定める公社債及び投資信託又は特定目的信託の受益証券は、次に掲げるもの（第一号から第五号までに掲げるものにあつては国内において発行されたものに限るものとし、第六号から第八号までに掲げるものにあつてはその募集が国内において行われる受益証券で当該受益証券に係る信託の設定（追加設定を含む。）があつた日において購入されたものに 限る。）で本邦通貨で表示されたものとする。

一 国債及び地方債

二 特別の法令により設立された法人の発行する債券

三 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第十七条の二第一項（債券の発行の特例）に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）附則第百六十九条（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第百六十八条（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項（債権の発行の特例）に規定する普通銀行で同項の認可を受けたもの（その合併に係る同項に規定する消滅金融機関が同項に規定する外国為替銀行であるものに限る。）を含む。）又は信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項（全国連合会の債券の発行）に規定する全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

四 その債務について政府が保証している社債

五 内国法人の発行する社債のうち、その発行に際して証券取引法第二十一条第四項（元引受契約）に規定する元引受契約が同法第二条第九項（定義）に規定する証券会社又は外国証券会社の支店により締結されたもの

六 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項（定義）に規定する外国投資信託（次号及び第八号において「外国投資信託」という。）を除く。）の受益証券

七 公社債投資信託以外の証券投資信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八条の二第一項第一号（公募投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）に規定する証券投資信託に限るものとし、外国投資信託を除く。）のうち、財務省令で定めるものの受益証券

八 公募公社債等運用投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託に限るものとし、外国投資信託を除く。）の受益証券

九 法第二百二十四条の三第二項第六号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する社債的受益証券（当該受益証券の募集が公募（証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして財務省令で定めるも

のをいう。)により行われたものに限る。)

十 外国、外国の地方公共団体その他の外国法人(財務省令で定める国際機関を除く。)の発行する債券のうち、その発行に際して第五号に規定する元引受契約が同号に規定する証券会社又は外国証券会社の支店により締結されたもの